

国見町放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 16 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 17 号

国見町放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則

国見町放課後児童健全育成事業条例施行規則（平成18年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第11号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

第12号様式及び第13号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

第14号様式から第16号様式までの規定中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月16日から施行する。